

# 国土交通省からのお知らせ

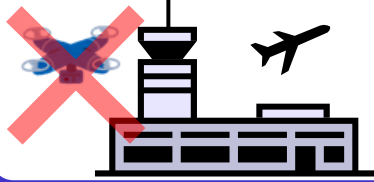
## 無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルールについて

航空法に規定する無人航空機の飛行ルールは以下の通りです。

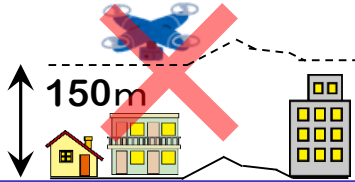
### ★飛行禁止区域

次の場所では、無人航空機の飛行は禁止されていますので、ご注意ください！飛行させたい場合には、国土交通大臣による許可が必要です。所定の手続きを行ってください。

#### 空港周辺



#### 150m以上の上空



#### 人家の密集地域



### ★飛行の方法

無人航空機を飛行させる際には、次の方法に従って飛行させましょう！（飛行禁止区域での飛行許可を受けた場合や、飛行禁止区域以外の区域で飛行させる場合であっても、以下の条件を守らなければなりません。）

⑤～⑩の方法によらずに飛行させたい場合には、国土交通大臣による承認が必要です。所定の手続きを行ってください。

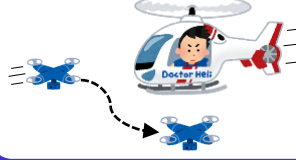
#### ① 飲酒時の飛行禁止



#### ② 飛行前確認



#### ③ 衝突予防



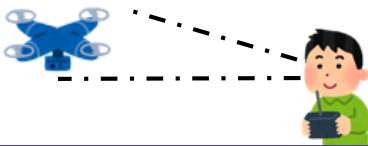
#### ④ 危険な飛行禁止



#### ⑤ 日中での飛行



#### ⑥ 目視の範囲内



#### ⑦ 距離の確保



#### ⑧ 催し場所での飛行禁止



#### ⑨ 危険物輸送の禁止



#### ⑩ 物件投下の禁止



### ★その他の留意事項

・小型無人機等飛行禁止法に基づく、小型無人機の飛行禁止区域が指定されています。

詳細は、次のサイトをご確認ください。

（小型無人機等飛行禁止法） <https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>

・寺院、神社、公園など、特定の場所への飛行は、地方自治体の条例により禁止されている場合があります。

・航空法の詳細は、次のサイトをご確認ください。 [https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html)

【無人航空機ヘルプデスク】

電話：03-4588-6457（受付時間：平日午前9時から午後5時まで） E-mail：[hqt-jcab.muji@mlit.go.jp](mailto:hqt-jcab.muji@mlit.go.jp)

【総務省からのお知らせ】

・技適マークが付いていない免許不要の無線機器（免許不要の無人航空機を含む）は、外国の規格に基づいているものであっても、国内では使用できず、違法使用になるおそれがあります。詳細は、次のサイトをご確認ください。

<https://www.tele.soumu.go.jp/j/adm/monitoring/summary/qa/yunyumusenki/index.htm>

E-mail：[kanshi-pub@ml.soumu.go.jp](mailto:kanshi-pub@ml.soumu.go.jp)